

第2号様式（第3条関係）

令和5年度第1回廃棄物減量等推進審議会議事録

- 1 開催日時 令和5年8月21日（月）午前10時00分～午前11時15分
- 2 開催場所 豊山町役場 会議室3、4
- 3 出席者
  - ・委員 佐藤 正司、豊田 崇文、宮崎 敦司、井上 宜昌（欠席）、  
吉野 裕之、清崎 孝子、冨田 响子、前田 洋枝（欠席）  
竹内 智恵子（欠席）
  - ・豊山町 町長 鈴木 邦尚  
生活福祉部長 井上 武  
住民課長 天野 加奈子  
環境保全グループ グループ長 柴田 貴文  
主事 金城 巧
- 4 議題 (1) プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律に基づく町  
の方針について  
(2) 豊山町きれいなまちづくり表彰の推薦者の審査について
- 5 会議資料 (1) プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律の概要（資料1）  
(2) プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律抜粋（参考1）  
(3) 一般廃棄物処理基本計画抜粋（参考2）  
(4) 豊山町きれいなまちづくり表彰実施要領（資料2）  
(5) 豊山町きれいなまちづくり条例・規則抜粋（参考3）

6 議事内容

（開 会）

司 会： 只今から令和5年度第1回豊山町廃棄物減量等推進審議会を開催します。  
委員の方々におかれましては、昨年からの引き続きとなりますので、お手元に配布  
しております名簿にてのご紹介に代えさせていただきます。

会議に入ります前にお手元に配布しております資料の確認をさせていただきます。

(議事録の作成に関する指針の確認)

司 会： 続きまして、会議録の作成とホームページへの掲載について説明をさせていただきます。これから開催する審議会の内容につきましては、会議録としてホームページに掲載させていただきます。この会議録には、開催日時、場所、出席者名及び議事の内容を要点にまとめる形で記述いたします。なお、発言者のお名前は非公表とし、委員A、委員Bという形で掲載いたします。このような形で会議録を作成し、ホームページに掲載することとなります。ご了承いただけますでしょうか。

ご了承いただきまして、ありがとうございます。会議録につきましては、只今申し上げたとおり、掲載させていただきますのでよろしくお願い致します。

それでは、配布した次第に沿って進行させていただきます。

最初に開催にあたりまして、豊山町長よりごあいさつを申し上げます。

(町長あいさつ)

町 長： 皆さん、おはようございます。暦の上では、秋になって2週間が経とうとしていますが、まだまだ真夏という暑さでございます。そんな中、本日は早朝からお集まりいただき誠にありがとうございます。

さて、町から少しでもご報告・ご案内させていただきたいことがございます。

1つは、新聞や報道でご覧になった方もいるかと思いますが、水道の有機フッ素化合物混入の問題です。これについては、環境省が基準を設けておりまして、1リットルあたり50ナノグラムの有機フッ素化合物が混入していると、注意が必要であるというものであります。ただし、法律上、水道を停止しないといけないとか、供給してはいけないということにはなっていません。そのため、アナウンスが難しいところではございますが、2年前に、環境省が水道の検査をやりはじめたときに、豊山町のあるところから基準をオーバーする数値が出ているという結果を受けまして、水道事業者が豊山中学校にある豊山ポンプ場を検査したところ、やはり基準オーバーしているということで、すぐにストップしました。ですので、現在の水道はこのポンプ場の水は混ざっていません。現在は、木曾川の水道を水道企業団というところが受けておりまして、そこから北名古屋市と豊山町に配水をしています。

実は、配水場は師勝にもありまして、そこからも有機フッ素化合物が出ています。ただ、基本的には、そこは木曾川の水を使っているということで、水道水としては基準を下回ったものを配水しているという状況でございます。

そうした中で、これからどういう取扱いをしていくかということですが、国の方で再度科学的知見に基づき検査、基準を再度検討し直すということと、比較的高い数値が出たところでなにができるのかということがこれから審議されていくということがあります。町としては、当面の間、その様子を見守っていくしかないと考えておりま

す。

皆さまには大変ご心配をおかけしますが、現状そこまでご心配いただくことなく大丈夫であるという認識でおります。というのも、配水場の水の検査は、現在も続けていますが、数値は基準を下回った状態が続いているためです。

今のところはそういった状況でありますので、この場を借りてアナウンスさせていただきました。

そして、もう1点は環境政策ということで、国全体で、2050年までに二酸化炭素の排出量を実質的にゼロにするというカーボンニュートラルを目指すという目標を立てています。そうした中で、豊山町がどういう取り組みをしていくかということですが、すでに、公共施設については昨年度全てLED化をしました。

あとは、住民の方にわかりやすいところでいいますと、ごみ問題があります。ここを足がかりにして、カーボンニュートラルに近づいていくというのがわかりやすいと思います。この審議会でもごみ減量の取り組みについてご審議いただいて、事業化を進めていきたいと考えております。

1点、そうした取り組みとして、今年の6月に初めて「ピカッと隊」という名前で、住民参加型のごみ拾いイベントを行いました。企業や団体での参加も含めまして、370人もの方に参加いただきました。おかげさまで、たくさんのごみを収集することができました。特に、中学校の生徒たちが、部活動で中学校の周りのごみ拾いや草とりをして、きれいにしてくれたのが印象的でした。このイベントは来年度以降も継続して行い、住民の方の環境意識の向上につなげていきたいと考えております。

さて、今日皆さまにご審議いただきたいことは主に2点となります。1点目は、プラスチック新法に係るごみ収集方法についてです。国の方で、プラスチックの回収・廃棄のシステムを変えるということを受けて、豊山町もプラスチックの収集方法を変えていかなければいけません。そこで、今日は町の方針をお示ししまして、皆さまから意見をいただきたいと思っております。

そして2点目は、きれいなまちづくり表彰についてです。昨年度、豊山町きれいなまちづくり条例というものを制定しまして、それに基づいて、環境活動に取り組んでおられる方を表彰するということを今年度から新たに始めていきたいと考えております。皆さまには表彰者の人選について、諮らせていただきたいと思っております。

引きつづき、我々が取り組めることは積極的に事業化していきたいと考えておりますので、今日は熱心に議論いただくということをお願い申し上げまして、ごあいさつとさせていただきます。

司 会： ありがとうございます。続きまして、町長から副会長にプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律に基づく町の方針についての諮問書をお渡しいたします。

(町長から副会長に諮問書を手渡し、受理される)

司 会： ありがとうございます。なお、町長は次の公務がありますので、ここで退席させていただきます。よろしくお願いいたします。

司 会： 続きまして、事務局の紹介をさせていただきます。

(事務局の紹介)

司 会： それでは、議題に入ります前に副会長からあいさつをお願いいたします。

(副会長あいさつ)

副会長： 本日は、会長が欠席ということで、私が会議の取り回しを進めていきますので、よろしくお願いいたします。

さて、先ほど町長もおっしゃっていましたが、本日は、プラスチック新法に係る町のプラスチックの収集方針についてと、きれいなまちづくり表彰の審査についてという2点を主に皆さまにご審議いただきます。

特に、豊山町の現状のごみ処理の状況について、愛知県内でもあまり芳しくないということを知り及んでおります。ごみの減量に向けて、皆さまの知恵をお借りしたいと思っておりますので、積極的にご意見をいただければと思います。

以上、簡単ではありますが、あいさつとさせていただきます。

司 会： ありがとうございます。

本日の出席者は6人です。規則第4条第2項の規定により、定足数に達しておりますので審議会は成立しております。

それでは、ここからの議事の進行につきましては、副会長にお願いします。

(議題)

副会長： それでは、これからの会議の進行につきましては、規則により、私が務めさせていただきます。

それでは、次第3 議題に入ります。(1) プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律に基づく町の方針について、事務局の説明を求めます。

事務局： 議題(1) プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律に基づく町の方針について説明します。

資料の説明の前にお願ひがあります。今からご説明する内容につきましては、まだ対外的に公表していない情報であります。本日の議題内容については、くれぐれも外部に漏らさないようお願ひ致します。配布しました資料につきましても、「取扱い注意」でお願ひ致します。

それでは説明に入ります。始めに資料1の「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律の概要」をご覧ください。この法は令和4年4月1日から施行されたものであり、プラスチック廃棄物について、製品の設計から処理までに関わるあらゆるプラスチックについて、資源循環の取組みを促進するための措置を講じたものです。

法の施行背景としましては、海洋プラスチックごみ問題、気候変動問題など国内におけるプラスチックの資源循環を一層促進する重要性が高まって来た中で、多様な物品に使用されているプラスチックに関し、包括的に資源循環体制を強化する必要が出てきたためであります。

この法律には、プラスチックの設計・製造事業者の役割や販売、提供事業者の役割などもあります。市町村の役割としましては、図の赤の太線で囲いのある部分になります。プラスチック廃棄物の分別収集と再商品化です。参考資料法律の抜粋の最後のページ、4ページに地方公共団体の責務として、市町村の役割が記述されています。そちらでは、「市町村は、その区域内におけるプラスチック使用製品廃棄物の分別収集及び分別収集物の再商品化に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。」と記載があります。

豊山町の例で言いますと、A4横向き資料「ごみ・資源の分け方・出し方」チラシの可燃ごみの丸の太線で囲いのある部分、プラスチック製品と記載のある、CD、DVD、プラスチックハンガーやストロー、バケツの絵について、今まで可燃ごみに入れていたこれらのプラスチック製品についても、資源としてリサイクルすることあります。このようにもともと資源として分別収集していました、容器包装プラスチック、食品トレイ、発泡スチロールに加えて、プラスチック製品についても、資源分別収集に加えることになっていきます。これらの全てのプラスチックをまとめて回収することをプラスチック一括回収と呼んでいます。

では具体的な内容について、A4横向きホッチキス止め資料「豊山町プラスチック一括回収方針」に基づき説明します。

1ページをご覧ください。まず、町の現在の実情について、説明させていただきます。豊山町は、県内でもごみ排出量が多く、リサイクル率が低い状況であります。令和3年度愛知県一般廃棄物処理事業実態調査の結果は、下記のとおりであります。また、豊山町のごみ・資源の収集方法としましては、可燃、不燃ごみは路線収集し、プラスチック容器包装類を含む資源については、地区資源集積所またはリサイクルステーションで収集しています。

2ページに続きます。令和元年度に実施したアンケートでは、容器包装プラスチックの分別率は60%と他の資源が70から90%であるのに対し、低い結果となっています。この理由としましては、燃える素材であるため、可燃ごみに含んでいるという回答が圧倒的に多い結果でありました。要するに可燃ごみの中には多くの容器包装プラスチック類が含まれていることとなります。地区の課題では、地区資源集積所のボランティアの負担が大きく、後継者が見つからないという課題があります。そのため、ボランティアの高齢化が進んでおり、さらなる悪循環になっています。

3ページに進みます。このページでは、プラスチック一括回収を進めるメリットに

ついて、説明します。豊山町がプラスチック一括回収を進めると大きく2点のメリットがあると考えております。1点目は、プラスチック製品が可燃ごみから資源に代わるため、可燃ごみの減量が図られます。また、その分リサイクル率の向上が見込まれます。どれくらい減量するかについては、現在調査中でございますが、環境省の調査によると、一人あたりのプラスチック年間排出量は13キロであり、そのうち現在可燃ごみで排出しているプラスチック製品は20%であると予想されています。町の人口で計算すると年間約40tが可燃ごみの中に含まれているプラスチック製品となります。昨年度の町の可燃ごみの総量が3,160tほどであるため、約1.2割の減量が見込まれます。2点目は、プラスチック一括回収の開始と同時に収集方法を見直すことで、地区資源集積所のボランティアの負担軽減が図られます。2点目の詳細については、後ほど説明します。このように町の課題の克服するためにも、プラスチック一括回収を進めていきたいと考えております。

次のページからは町の方針の詳細になります。4ページはプラスチック一括回収の開始目標日についてです。豊山町ではプラスチック一括回収の開始目標を令和7年4月1日からとしました。これは、名古屋市と連携を図り、1年先駆けて開始する名古屋市の手法を参考にしながら開始するためであります。

5ページからは具体的な手法についての方針案です。まず、収集品目についてです。品目については、今までの容器包装プラスチック類（食品トレイ、発泡スチロール）に加えて、100%プラスチック製品を新たに資源品目として収集します。100%プラスチック製品とはその名の通り、100%プラスチックでできた製品であります。例えば先ほどのチラシに記載のありました、プラスチックハンガーやバケツなどです。ただ、ハンガーやバケツでも一部に金属類の金具などがある場合は、100%ではないため、今まで通り可燃ごみ扱いとなります。（ボールペンを見せながら）ここにあるボールペンにつきましても、先端の部分はプラスチックでない素材でできています。これらを取り除いて排出してもらう分には資源として取り扱いますが、異素材もまとめて排出する場合は、可燃ごみとして排出してもらうこととなります。なぜ今回100%プラスチックのみとしたかと言いますと、分別を分かりやすくし、危険物の混入確率を抑えるためであります。（手持ち扇風機を見せながら）ここにあります近年よく目にする手持ち扇風機ですが外観は全てプラスチックでできているように見えますが、中身には充電式電池が入っています。これを資源として排出されてしまいますと、収集運搬の車両や、リサイクル処理の段階で火災につながる可能性が高く、非常に危険であります。こういった危険物の混入確率を少しでも抑止するため、100%プラスチックのみとしました。名古屋市も同様であります。

次の6ページは収集方法、収集回数、住民への周知方法についての方針です。収集方法は、新たに資源用袋を作成し、今の可燃ごみ、不燃ごみと同じように路線収集す

ることとしました。この資源用袋には、容器包装プラスチック、食品トレー、発泡スチロール、100%プラスチック製品をまとめて入れることができます。今までの容器包装プラスチック類を路線収集に切り替えることで地区資源集積所の収集品目が減り、ボランティアの負担軽減を図ります。また、本日配布しました参考2一般廃棄物処理基本計画の取り組み内容の抜粋では、裏面の太線で囲ってある部分に今後の廃棄物の適正処理の推進のため、プラスチック製容器包装を戸別収集することを明記しています。こちらについても、このプラスチック一括回収とともに進めていく予定でございます。次は収集回数です。住民の利便性を考慮し、名古屋市と同様に週1回とすることで検討しています。最後に住民への周知方法についてです。プラスチック一括回収を開始することは住民の日常生活にも大きく関わりのあることとなりますので、できるだけ多くの周知方法で住民への浸透を図っていきたいと思っております。直接住民へ説明する機会としましては、各自治会の会合で説明したいと考えております。さらには、広報やSNSなどを通じて周知するほか、チラシを作成し、全戸配布することを考えております。

次の7ページは令和7年4月開始に向けた課題であります。課題は2つ挙げました。1つ目は、地区資源奨励金の減額であります。今まで容器包装プラスチック類を地区資源集積所で収集しておりましたので、収集量に応じてキロ5円の奨励金をお支払いしておりましたが、路線収集に変更することでその分の奨励金は減額となります。なお、他の品目は残っておりますので、奨励金全てが無くなる訳ではございません。2つ目は、収集品目の説明の時と同じであります。危険物の混入の可能性が今までよりも高くなることです。今までは、地区資源集積所で排出していたため、ボランティアの管理がありましたが、路線収集にすることで住民自らが排出することになります。そのため、第三者の目がなく、危険物が資源袋に混入する可能性が高まるものと見ています。これを防ぐためには、分かりやすい分別方法の周知徹底や収集運搬時及びリサイクル処理時に危険物を取り除くことが重要となってきます。こちらについては、今それぞれの業者と相談しているところでございます。

最後の8ページは、今後のスケジュール予定についてになります。今年中にスケジュール等の方針を確定し、年度末までに制度の整備をしていきます。そのため、11月末頃に第2回の審議会を開き本日の諮問に対する答申をいただく予定としております。令和6年度については、住民への周知や資源用袋等の準備の期間とする予定でございます。そして、令和7年度4月開始を目指していきたいと思っております。

説明については以上となります。

会長：説明が終わりました。質問・意見等ございませんでしょうか。

委員A：今回の諮問ですけれども、ご意見を承りたいとありますが、具体的にはどのようなことを聞きたいのでしょうか。例えば、専門的な視点での意見がほしいとか、そうい

ったところをお聞きしたいです。

事務局： 先ほどお話ししました、町のプラスチック収集の方針案につきまして、なぜこれはこういうやり方にしたのかといった疑問やここはもっとこうの方がよいのではないかというような意見をいただきたいと思っております。

副会長： もちろん専門的な意見も必要でしょうが、一般の住民の視点からの意見というのも大事なところですので、それぞれの立場から意見を出し合いまして、本会として答申したいと考えております。

委員A： 100%プラスチックのみの回収というところが少し気になったのですが、名古屋市と同じ施設へ搬入して、そこから容器包装リサイクル協会を利用して資源化していくという予定でいるということなのでしょうか。

事務局： 名古屋市と同じ施設へ搬入するというわけではありませんが、名古屋市も容器包装リサイクル協会を利用して始めていきますので、それと同じように町でも容器包装リサイクル協会を通じた処理の方法に移行していくことを予定しています。また、名古屋市が1年先行して始めていくということや豊山と同じく北名古屋工場を利用している自治体ということもあり、名古屋市を参考にしながら、同様の手法を取っていきたいと考えております。

委員A： 品目については、受け入れていただく中間処理業者の要望に合わせていかなければならないと思います。先ほどご説明いただいたリチウムイオン蓄電池については、手選別で弾くということがないところだと、火災のリスクが高まってきます。受け入れ先の業者と既に調整が済んでいるということであればいいですが、もしそうでなければ、法の趣旨からすると、多少の混合物というのも品目としては加えた方がよいと思います。

事務局： 今検討している業者の方からは、収集の段階で電池が入らないように配慮してほしいということと、容器包装リサイクル協会からも電池類は混入してはいけないと言われておりますので、そういったことを防ぐためにもまずは100%プラスチックから始めていきたいと考えています。今後電池類を完全に取り除けるような体制になりましたら、品目を拡大していくことも検討していきたいと思っております。

副会長： 他に意見、ご質問等ありませんでしょうか。

委員B： プラスチックの品目についてですが、壊れているものとかも出してよいのでしょうか。正直今の分別も迷うときがあります。この制度を始める前に、分別の仕方がわかる冊子のようなものを配布していただければと思います。

事務局： 今は、プラスチック製品は可燃ごみで出していただいておりますが、制度が始まりましたら、壊れているものでも資源袋に入れて出していただけます。また、チラシにつきましては、制度が始まる前に作成しまして、全戸配布する予定でおります。

副会長： 汚れたプラスチックはどうなりますか。

事務局： 汚れて変なものが付いているとかであれば可燃になります。色が変わっているだけなら資源で問題ありません。

副会長： 今配布されているチラシの中には載っていないことを補足するようなものを作成していただけるとよいと思いますので、また事務局に検討していただきたいと思います。

副会長： 他に意見、ご質問等ありませんでしょうか。

委員C： 先ほど、ボランティアが不足しているというお話がありましたが、そもそもボランティアというのは、募集をされているのでしょうか。

事務局： 豊山町では、地区が27地区あるのですが、各地区に資源の収集場所を設けています。そして、各収集場所に、地区からボランティアの方を出していただいております。地区によって人数が違うということもありますので、町からやり方について指示はしておらず、地区ごとのやりやすいやり方で、立ち番をしていただいているという状況でございます。

委員C： 皆さん交代でやるというイメージでよろしいでしょうか。

事務局： それも地区によってさまざまです。ただ、お仕事に行っている方だとなかなかできないので、ご高齢の方が多いということもあります。そういったボランティアの方から暑かったり寒かったりすることもあり辛いという声をいただくこともあるというのが現状です。

副会長： 今、現状の資源収集についてお話がありましたが、今後プラスチックの資源収集の方法が路線収集に変わるということですので、資源の品目が減ることになります。そうすると、少しはボランティアの方の負担の軽減にも繋がるのではないかと思います。また、可燃ごみが減ることでもありますので、これがごみ減量の第1歩になると思います。

副会長： 他に意見、ご質問等ございませんでしょうか。委員Dは何かございませんか。

委員D： 私もボランティアについては、やはりお仕事をされている方ができないので、負担が大きいものを感じています。今回の収集方法の変更で多少なりとも改善されるのではないかと思います。

副会長： 地区によってさまざまな事情があるかとは思いますが、高齢化などで、ボランティアのやり手がいなくて困っているという地区もあると聞いています。今は地区の収集場所で資源収集しているということですが、いつまで続けられるのかということも含め、課題となってくると思います。そこを考えることが次のステップになってくるかと思えます。

副会長： 委員Eはなにかございますか。

委員E： 少し確認なのですが、こういった議論の場というのは、あと何回設ける予定なのでしょうか。

副会長： この会としてはあと1回になります。そこで方針を固めまして、規則等を整備します。そして、来年1年かけて住民の方へ周知を行っていくという予定です。

委員E： 承知しました。

副会長： 他に意見、ご質問等ございませんでしょうか。

委員A： 収集回収を週1回にするということで、現状の月2回の収集からはだいぶ増えますので、かさばるから可燃で出してしまうという人も少なくなると思います。容器包装プラスチックの収集量が今約40tということで、これが1.5倍くらいにはなるということと、そこに製品プラがだいたい20tぐらい加わって80tぐらいになるのが理想ですが、ひとまずは60t～70t集まればうまくいっているといえると思います。

あとは、資源袋を新たに作成するとのことですが、可燃ごみの袋との値段差はつかないということになるのでしょうか。

事務局： 資源袋の値段については検討中ではありますが、資源袋の方が高くなるということはないようにしようと考えています。

委員A： 可燃ごみで出す方が高くなってもつたいないよねと思ってもらえるような値段設定にするとよいと思います。1枚数円安くなるだけでも意識は大きく変わってくると思います。

委員B： 確かに可燃の方が安いということになると可燃で出しちゃえばいいと思っちゃいますよね。

事務局： 貴重なご意見ありがとうございます。また袋の値段は検討させていただきます。

副会長： 他に意見、ご質問等ございませんでしょうか。

副会長： 他にないようですので、議題（1）のプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律に基づく町の方針については閉めたいと思います。

副会長： 続きまして、議題（2）「豊山町きれいなまちづくり表彰の推薦者の審査について」事務局の説明を求めます。

事務局： 議題（2）豊山町きれいなまちづくり表彰推薦者の審査についての説明をします。

まずは、表彰実施要領と条例・規則の関連箇所についておさらいさせていただきます。

まず、条例・規則についてです。右上に「参考3」と書かれている資料をご覧ください。この豊山町きれいなまちづくり条例に表彰についての規定があります。この規定に基づき、環境美化活動の実施などで、きれいなまちづくりに貢献されてきた方の表彰を行いたいと考えております。また、規則に基づき、表彰候補者の推薦を6月から7月にかけて募集しました。

次に資料2 要領についてですが、第6条で、表彰者については、廃棄物減量等推進審議会委員による審査を行い、決定するとしています。そこで、本日委員の

皆さまには、きれいなまちづくり表彰の表彰者にふさわしい者として推薦された候補者につきまして、審査をしていただきたいと思います。委員の皆さまから表彰者とすることにご賛同いただけましたら、この場で表彰者として正式に決定したいと思います。

それでは、候補者の説明に移ります。

(候補者の情報と活動内容について説明)

候補者についての説明は以上となります。

なお、表彰者が決定した後の流れとしましては、表彰者ご本人に直接表彰をさせていただきたい旨をお伝えし、11月の環境フェスティバルで表彰を行うというのを予定しております。

議題(2)の説明は以上となります。

副会長：説明が終わりました。このことについて、質問・意見等ございませんでしょうか

副会長：意見・質問等ないので、決議にうつります。

それでは、事務局から提案されました候補者の方を表彰者とすることに賛成いただける方は拍手をお願いいたします。

(委員全員が拍手をする。)

ありがとうございます。それでは候補者の方を表彰者として決定いたします。

副会長：続きまして、4 その他についてです。事務局から何かございましたらお願いします。

事務局：今回の諮問に対しての答申として、今年の11月末頃に第2回の審議会を開催する予定でございます。日程が決まり次第ご連絡します。よろしくお願いいたします。

副会長：他には特にありませんでしたでしょうか。

他にはないので、以上をもちまして、本日の予定は全て終了となります。

(閉会)

司会：副会長、大変お疲れ様でした。委員の皆様におかれましても、長時間にわたり慎重なご審議をいただきありがとうございました。

これをもちまして、本日の審議会を閉じさせていただきます。

上記のとおり令和5年度第1回豊山町廃棄物減量等推進審議会の議事の経過及びその結果を明確にするためこの議事録を作成し、会長及び委員2名が署名する。